

第 1 1 回食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年7月22日)

開催日及び場所		平成 2 2 年 6 月 2 日 (水曜日) 総合食料局中央会議室	
委員		小林和夫 (公認会計士) 阿部 哲 (団体職員) 早津花代 (弁護士)	
審議対象期間		平成 2 2 年 1 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日	
審議対象案件		7 4 4 件 うち、1 者応札案件 1 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件	
抽出案件		8 件 うち、1 者応札案件 2 件 (抽出率 1 %) (抽出率 2 5 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件 (抽出率 1 3 %)	
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	304 件 うち、1 者応札案件 1 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件
		指名競争	97 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約 (企画競争・公募)	38 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約 (その他)	305 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		[]	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>○ 国内米の買入契約 【平成21年産国内産米穀買入契約1千トン】 (一般競争入札)</p> <p>・落札率が高率になっているが、考えられる理由は何か。</p> <p>・政府の契約については、その内容について公表されることとなっているが、応札者などの情報は公表しているのか。</p> <p>・買入れた米穀については、どこの倉庫に入れるかという条件を付すのか。</p> <p>・倉庫に入った状態で買入れるということだが、将来的には、どこに運んだら一番有効か等を計算して運送を行うのか。</p>	<p>・平成21年産については、16万トンを買入れるため、複数落札制により入札を行ったが、16万トン全量落札されるまで4回の入札を実施した。抽出された契約は3回目の入札時の契約であるため、過去の入札状況から大まかな水準がつかめてきたためと考えられる。</p> <p>・契約情報として落札者は公表しているが、応札者については公表していない。 なお、入札参加に係る有資格者の名簿については公表している。</p> <p>・倉庫に入った状態で買入れるため、他の倉庫に運ぶというような条件は付していない。</p> <p>・国が買入れた米穀は、業者に販売されることになるが、販売についても、極力、運送経費をかけないように、特別の事情がない限りは倉庫に入ったままで販売をしている。</p>
<p>○ 平成21年度における政府所有米穀の原料用委託変形加工契約 (随意契約 (公募))</p> <p>・公募というのは、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が他にいない場合がないと言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものと理解している。委託変形加工は物品役務の契約であるため、複数落札を制度として政令の規定上認められていないことから、一定の期間内で複数の業者により変形加工が必要な本件は、入札によらず、公募により変形加工工場を募り、予定価格よりも低い価格で応札した者と随意</p>	<p>・本公募は、農林水産省のルールで、一の相手方のみでは契約目的が達成できない場合に、一定の要件を明示した上で公募を行い、要件を満たした者すべてと随意契約を締結するものです。</p>

契約を締結しているとのことであるが、このような公募の方法もあるのか。

・輸入米の主食用への横流れ防止のために変形加工を行うとのことだが、アメリカ産の中粒種以外も変形加工を行うのか。

・外国産米の輸入がなければ、このような変形加工は必要がなかったのか。

・変形加工を行う工場の設備は、どのようなものか。

・精米工場であれば、例えば今年は精米の仕事がなさそうなので変形加工を行うということが可能か。

○ 輸入米の買入委託契約

【アメリカ加州産うるち精米中粒種 13,000 トン】
(指名競争入札)

・指名競争入札を行っているが、一般競争入札によらない理由は何か。

・買い付ける米のグレードは決まっているのか。

○ 政府所有食糧運送契約

【東京都・神奈川県～千葉県 運送数量 1,201 トン】(一般競争入札)

・本契約に係る入札は、2月に入札を行ったが、不落札であったため、再度公告をし入札を行ったとのことだが、当初の入札は何者応札があり、予定価格に対する応札金額の比率はどれくらいか。

・再度公告に当たり、何を変更したのか。

・米穀の運送を実際に契約した実績のある業者

・現在輸入している中粒種はアメリカ産のみであり、アメリカ産以外は変形加工を行っていない。

・外国産米を輸入することになり、変形加工が必要となった。

・精米工場に米を砕くための設備が入っているというような工場である。

・主食用の米を扱っている精米工場は、横流れ防止の観点から扱えないこととしており、精麦の加工を専門的に行っている工場が主となっている。

・予決令第102条の4の二のハにおいて、契約上の義務違反があるとき又は国の事業に著しく支障をきたすおそれがある場合は、一般競争によることを不利と認め指名競争によることができる旨が規定されており、輸入米の買入れについては、国際約束の履行、品位の確保など、契約を確実に履行することが必要なこと等から、指名競争によっている。

・入札公告ごとに定めている。

・2者からの応札があり、予定価格に対する応札率は〇〇%である。

・予定価格を見直した。

・昨年度は7者。

は何者か。

- ・米穀を扱う運送業者は少ないのか。
- ・契約条件にはトラックのトン数まで定めているのか。
- ・では、何台で運送を実施してもかまわないのか。
- ・実態調査等を行っているのか。

○ 政府所有食糧寄託契約

【タイ産うるち精米 5,000 トン】
(一般競争入札)

- ・契約期間が、1月18日から3月31日となっているが、この期間のうちにすべてが出庫されるのか。
- ・契約期間終了後も継続して寄託契約を締結するのか。
- ・年度ごとに契約を行うということだが、国庫債務負担行為によるものではないのか。
- ・米穀を保管する倉庫は全国で何カ所か。

○ 政府所有食糧寄託契約

【山形県水稲うるち玄米 3,766 トン】
(随意契約)

- ・随意契約を行った理由は何か。

・入札要件にある貨物運送関係法令に基づく運送事業者は多数あるが、国内産米穀については、30kgの紙袋に入っており、そのトラックの積み降ろしはドライバーが行う。最近では積み降ろしができるドライバーの確保が困難であると聞いている。

- ・定めていない。
- ・しかし、トラックで運送する場合、ガソリン代ではなく、人件費がかなりの部分を占めるので、運送業者はなるべく大きなトラックで運送すると考えられる。
- ・トラックの積載数量について調査を行っている。

・輸入米は一定期間保管して販売するため、通常1年から3年ぐらい保管する。

・契約が単年度契約であるため、次年度は契約の更新という形で、随意契約を行っている。

随意契約による理由は、一般競争入札を再度実施し、他の倉庫が選定された場合、運送経費を国が負担することになるためである。

・毎年度契約をしている。

・政府所有米穀については、昨年4月1日現在の倉所数は1,250カ所である。

・国内産米は産地の倉庫に集荷され、当該倉庫にお

○ 輸入小麦に係る残留農薬等安全性検査業務
請負契約（一般競争入札）

・ 1 者応札となっているが、入札説明会には他の業者の参加があったのか。

・ 1 者応札になったと考えられる理由は何か。

・ (財) 日本穀物検定協会との契約になっているが、検査は直営か。

○ 輸入麦の買入委託契約

【食糧小麦 カナダ産 1 CW 25,000 トン】
(指名競争入札)

・ 1 CWとは何か。

・ 指名競争登録業者は何者か。
また、平均的な応札者数は何者か。

・ 買入委託業務は、どこまでの業務を委託するのか。

いて国が買入れる。このため、保管先の倉庫の選定を一般競争入札で行った場合、買入れた米穀の保管先を変更しなければならないため、運送経費をかけたくないよう、買入れた米穀が保管された倉庫と随意契約を締結した。

・ 入札説明書を受け取った業者は 12 者。入札説明会に参加した業者は 4 者となっている。

・ 入札説明書受領者及び入札説明会参加者で、入札に参加しなかった業者から、理由を聴取したところ、分析期間が 1 ヶ月程度しかなく、本内容では最低でも 2 ヶ月以上必要であり、分析期間が余りにも短いとのことであった。

本業務は本年度が初年度であり、サンプルの手配等が遅れたためこのような発注となったことから、本年度は早期にサンプル等の手配をし、分析期間が十分とれるよう入札の時期を早めるなど、入札参加者が増えるよう改善する。

・ 当該協会は検査部門があり、そこが検査を行っている。

・ 1 CWは略称であり、カナダ産ウェスタン・レッド・スプリングという銘柄の小麦の 1 等に格付けされたものである。

・ 当該契約の時点で登録業者は 18 者。平均応札者数は 9 者程度である。

・ 輸出国で買い付け、日本の港のサイロに入れるまでである。そこで政府に売り渡すことになる。